

平成30年3月29日
(2018年)

事業者各位

吹田市総務部契約検査室長

工事及び工事に係る設計・測量等業務委託の契約制度について

標記のことについて、平成30年度の工事及び工事に係る設計・測量等業務委託の契約制度を下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 建設工事における下請負事業者の社会保険加入促進について

本市では現在、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を作り、建設産業の持続的な発展に資するため、平成29年4月1日以降に行う建設工事の入札参加資格の認定において、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していることを認定の要件としています。

それに加えて、平成30年4月1日以降に本市が発注する建設工事において、次のとおり下請負事業者の社会保険の加入促進に取り組みます。

(1) 誓約書の提出

平成30年4月1日以降に本市が発注する建設工事において、受注者には、下請契約を行う場合、全ての回数において社会保険に未加入の事業者を下請負事業者としない旨の誓約書（別紙1）を契約時に提出していただきます。

(2) 誓約書の写しの現場掲示

受注者には、工事施工期間中、提出していただいた誓約書の写しを現場に掲示していただきます。

2 紙入札による指名競争入札の現場説明会の廃止について

原則、紙入札による指名競争入札（予定価格250万円未満の工事及び予定価格100万円未満の工事に係る設計・測量等業務委託）については、平成30年4月1日以降の発注分から現場説明会を廃止し、総務部契約検査室で入札関連資料を配布します。指名事業者には電話連絡をしますので、翌日中（その日が吹田市の休日に関する条例に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日中。）に総務部契約検査室まで入札関連資料を受取りに来てください。

3 地域建設業経営強化融資制度について

資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設事業者が極めて厳しい状況に直面していることを受け、建設事業者の資金調達の円滑化を支援するため、国土交通省において「地域建設業経営強化融資制度」が創設されています。

本市においても、平成29年度より、受注者の資金調達の円滑化を支援し、工事の適正な施工の確保を図るため本制度を導入していますが、平成30年度においても継続します。

(1) 制度の概要

中小・中堅元請建設事業者が、公共工事の発注者に対して有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分について金融機関から融資を受けることが可能となる制度です。なお、本制度の期間は平成33年3月末日までとなっています。

【工事請負契約書の条文】

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 対象事業者

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設事業者（原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員数1,500人以下の建設事業者）が対象です。

受注者が共同企業体の場合は、すべての構成員が中小・中堅元請建設事業者である場合が対象です。

(3) 対象工事

以下の工事を除く工事が対象です。

ア 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

イ 債務負担行為及び繰越し等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げるものを除きます。

(ア) 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(イ) 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(ウ) 債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事

ウ 履行保証を付したもののうち、本市が役務保証を必要とする工事

エ 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

オ 受注者の施工能力に疑義が生じるなど、本市において債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(4) 債権譲渡の範囲

ア 請負工事が完成した場合

工事請負契約書に定められた検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②中間前払金、③部分払い金、④本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

イ 工事請負代金額に増減が生じた場合

工事請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

(5) 債権譲渡先 (=債権譲受人)

ア 事業協同組合

イ 一般財団法人 建設業振興基金が適当と認める民間事業者

(ア) 北保証サービス(株) (北海道地区)

(イ) (株)建設経営サービス (東日本地区)

(ウ) (株)建設総合サービス (西日本地区)

(6) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとします。

(7) 手続きの流れ

① 受注者(債権譲渡人)は、債権譲受人への融資の申し込みを行い、工事請負代金債権の譲渡契約を結ぶ。



② 受注者と債権譲受人が共同で、本市に債権譲渡承諾の申請を行う。



③ 債権譲渡承諾の申請に基づき、本市は要件を確認したうえで債権譲渡を承諾する。



④ 債権譲受人は一般財団法人建設業振興基金の保証により受注者に対して出来高の範囲内で融資を行う。



⑤ 工事の完成検査終了後、本市は工事代金を債権譲受人に対して支払う。

誓約書

吹田市長宛

工事名： _____

標記の工事においては、工事を施工する建設事業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設事業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

平成 年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者名

①

(契約書に押印する印鑑と同一印)